

●香川県病院局告示第1号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成24年5月14日から施行する。

平成24年5月11日

香川県病院事業管理者 小出典男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>第5条 略</p> <p>2 外来診療として人工透析を受ける場合及び外来化学療法を受ける場合は、<u>前項の使用料を免除する。</u></p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>1台当たりの金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>入院初日又は退院日に付添いのために来訪する場合</td><td>3時間を超える25分までごと</td><td>100円</td></tr><tr><td>見舞い等のために来訪する場合</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 外来診療を受ける場合及び入院初日又は退院日に付添いのために来訪する場合における3時間以内の使用並びに見舞い等のために来訪する場合における30分以内の使用に係る使用料については、免除する。</p>	区分	単位	1台当たりの金額	外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合	略		入院初日又は退院日に付添いのために来訪する場合	3時間を超える25分までごと	100円	見舞い等のために来訪する場合	略		<p>第5条 香川県立中央病院駐車場使用料の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 外来診療として人工透析を受ける場合及び外来化学療法を受ける場合は、<u>使用料を免除する。</u></p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>1台当たりの金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>見舞い等のために来訪する場合</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 外来診療を受ける場合における3時間以内の使用及び見舞い等のために来訪する場合における30分以内の使用に係る使用料については、免除する。</p>	区分	単位	1台当たりの金額	外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合	略		見舞い等のために来訪する場合	略	
区分	単位	1台当たりの金額																				
外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合	略																					
入院初日又は退院日に付添いのために来訪する場合	3時間を超える25分までごと	100円																				
見舞い等のために来訪する場合	略																					
区分	単位	1台当たりの金額																				
外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合	略																					
見舞い等のために来訪する場合	略																					